

相続登記は司法書士へ

ご相談は、静岡県司法書士会
相続登記相談センター
をご利用ください

相続登記が義務となります

相続登記はお済みですか。法律の改正により相続登記が義務化されます。
まだ登記をしていない方、これから発生する相続に備えて準備をして
おきたい方、お気軽に「相続登記相談センター」へご相談ください。



Q いつまでに相続登記を申請しないといけないの？

A 自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、相続により不動産の所有権を取得したことを**知った日から3年以内**に、相続登記を申請しなければなりません。

Q 法律施行日前に発生した相続についても義務になるの？

A 施行日前に発生した相続についても義務になります。法律公布の日（令和3年4月28日）から起算して**3年以内**に施行される予定ですが、**施行日から3年以内**に相続登記を申請しなければなりません。

Q 相続登記の申請義務に違反したらどうなるの？

A 正当な理由がないのに相続登記の申請を怠ったときは、**10万円以下の過料**に処せられます。

Q 期限までに相続登記ができない場合はどうすればいいの？

A 所有权登記名義人について相続が開始したこと及び自分が相続人であることを申し出ることで、**相続登記の申請義務を履行**したものがみなされます（相続人申告制度）。

ご相談方法はこちら



窓口に電話をかける

面談相談の予約申込み

☎ 054-289-3700

月～金 9時～17時



面談による相談は
予約制 です

相談は
無料
です！

電話による無料相談

☎ 054-289-3704

月～金 14時～17時

司法書士が直接対応します！

※毎週火曜日は成年後見に関する
専門相談員を配置しています



お近くの相談会場と日程は裏面でご確認ください！

静岡県司法書士会

〒422-8062 静岡市駿河区稻川一丁目1番1号

TEL 054-289-3700



完全
予約制

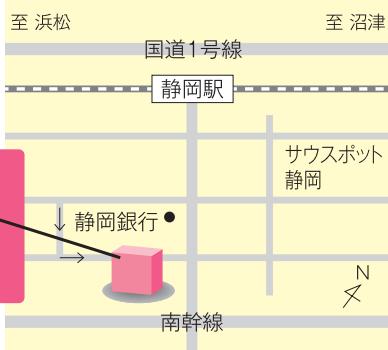
各地の相談会場案内図

お近くの相談会場へ

中部 静岡県司法書士会館 市民相談室

静岡市駿河区稻川一丁目1番1号
(静岡駅南口より徒歩5分)

毎週火・金曜日
(祝日、年末年始は除く)
午後2時～5時



静岡県
司法書士会館

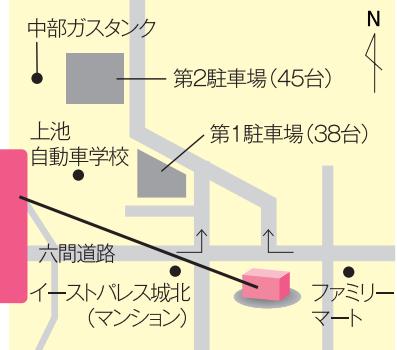
※駐車場が満車の場合は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

西部 浜松市勤労会館 Uホール

浜松市中区城北一丁目8番1号

毎週木曜日
(祝日 年末年始は除く)
午後2時～5時

浜松市勤労会館
Uホール

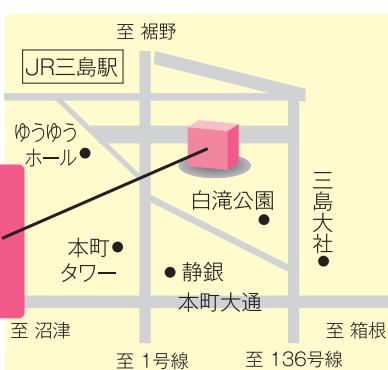


※駐車場が満車の場合は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

東部 三島商工会議所 TMO 会議室

三島市一番町2番29号
(三島駅南口より徒歩5分)

毎週火曜日
(祝日、年末年始は除く)
午後2時～5時



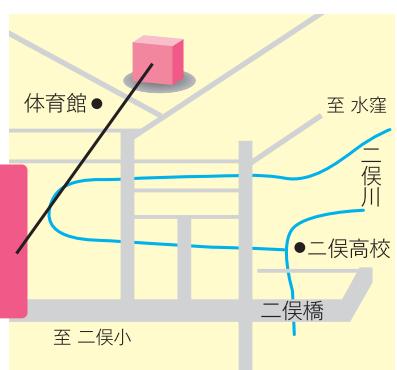
三島商工会議所
TMO

※商工会議所(北側入口)ほか近隣の有料駐車場をご利用ください。

天竜 浜松市天竜区役所 会議室 (旧天竜市役所)

毎月第1水曜日
(祝日、年末年始は除く)
午後1時～4時

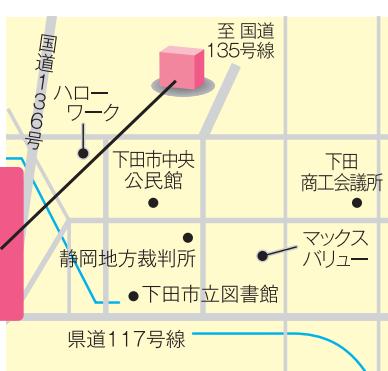
浜松市天竜区役所



下田 下田市民文化会館

下田市四丁目1番2号

毎月第3金曜日
(祝日、年末年始は除く)
午後1時～4時



下田市民文化会館

細江 浜松市北区役所 会議室 (旧細江町役場)

毎月第1水曜日
(祝日、年末年始は除く)
午後1時～4時

浜松市北区役所

